

【リボン利用規約】

リボンは、MSP-E 管理組合が提供するサービス（以下「本サービス」）で、以下のように規約を定め運営します。

- 1 本サービスの利用者（以下利用者）は MSP-E の所有者及び居住している住民とし、住居番号および名前を表示することでその資格を有します。
- 2 当会からの通知は MSP-E のホームページ掲示や電子メールの送付、掲示板への張り出し等で随時必要な情報を通知します。
- 3 利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。
- 4 本サービスは、利用者に対し、投稿の掲載や住民間での物品のやり取り等の「場」を提供するものです。
- 5 本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。禁止行為に該当すると当会が判断した場合、投稿・出品等について削除あるいは非展示の措置を講じ、以後の利用を禁止することもあります。
 - ・ 他人の身体、生命、自由、名誉、財産等に対して害悪を加える投稿等をする行為
 - ・ 他人の名前その他の情報を不正利用した投稿・出品をする行為
 - ・ 他人の財産・資材を侵害する行為
 - ・ 虚偽又は真実に反し若しくは誤解を招くような投稿・出品等をする行為
 - ・ 営利目的で出品・譲り受けをする行為
- 6 本サービスを利用して、利用者同士で商品・物品・情報等に関する有償又は無償の取引、約束、合意等を行うことができますが、利用者は、本規約を遵守の上、自らの責任と判断において取引等を行わなくてはなりません。
- 7 本サービスを利用する利用者間の取引等は、あくまで利用者間に成立するものであり、当会は取引等及び取引等に付随する事項には直接の関与をせず、全て利用者の自己責任において行われるものとします。
- 8 当会は、利用者間の取引等に関する事項について、介入することはなく、利用者は取引等に関するトラブルについて当会に解決を求めることはできません。
- 9 本サービスを利用した物品の出品・譲受を行う場合、当会所定の手続・方法に従うものとします。（利用細則・様式）
- 10 利用者は、当会の指定する「出品禁止物ガイドライン」に記載のある商品等を出品することはできません。
- 11 出品された品に対していたずら目的の注文をしてはなりません。
- 12 出品された品は現状受け渡しとし、その機能、形状、品質が保証されるものではありません。譲受する利用者は現状を理解し、その後に判明した瑕疵について元の持ち主に求めることはできません。
- 13 運営上又は技術上、当会が本サービスの継続が困難と判断した場合、本サービスの提供を一時的に中断または終了することがあります。
- 14 当会は、サービスの中断・終了により生じた損害について一切の責任を負いません。
- 15 当会が収集した個人情報については適正に管理し、目的以外には使用しません。

【リボン利用細則】

1. 利用者登録について

MSP-E 住民であればだれでも利用できるサービスで、登録の必要はありません。

ただし、出品・譲受を希望する場合には名前、部屋番号、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を所定の様式に記載する必要があります。

2. 出品と譲受について

- ① 出品者は出品する品を登録様式（HP からダウンロードまたは管理事務所に備え付け）に必要事項を記載する。リボン会への出品は印刷または手書きした登録用紙とともに会場へ出品する。HP へ掲載する場合は物品の写真と登録様式をともに投稿する。
- ② 譲受者はリボン会場で欲しい品があれば譲受希望書に必要事項を記入し、譲受書と引き換えに品を持ち帰ることができる。申し出順のため取り置くことはできない。
- ③ リボン会では現物を会場へ搬入し、欲しい人に現物を確認してもらった上で授受を行う
- ④ 大きくて会場へ搬入が難しい品は、写真を撮って会場に掲示する。希望者があれば出品者の連絡先に連絡して直接利用者同士で交渉を行う。
- ⑤ 毎日リボンは、出品したい品の写真を撮り登録書とともに HP にアップロードして掲載する。掲載期間は最長 2 か月間とするが、更新しての掲載はできる。
- ⑥ 毎日リボンに掲載されている写真は、専用の掲示板にも張り出し、ネット利用が難しい人にも見てもらえるようにする。
- ⑦ HP に掲載された品が欲しい時には、連絡先を記入した譲受希望書を出品者のポストに投函し、出品者からの連絡を待つ。
- ⑧ 譲受希望書を受け取った出品者は記載されている連絡先に連絡を取って交渉を行う。

3. 大型の出品物の運搬について

大型の出品物で運搬が難しい場合は、NPO なぎさ・くらし支援センターに相談すればワンコイン事業として運搬を請け負う。（有料）

※リボンに関係なく大型ごみの搬出を依頼することはだれでも利用可能。

4. 品物の美化・補修について

汚れているものの美化（磨き、再塗装）や補修が必要な場合は出品の前に DIY サークルに相談すれば作業を請け負う。（要材料費等費用）

※リボンに関係なく美化・補修を DIY サークルに相談することはだれでも可能。

5. 出品ができるもの、できないものについて（出品禁止ガイドライン）

リボンへの出品は、家具、電化製品、自転車、日用品、ギフト品、キャンプ用品、衣類、食器、本、保存の効く食品などまだ使えるものなら可能ですが、以下のものは禁止です。

- ① 鳥・動物などの生き物。ただし、観賞用の金魚や熱帯魚などは写真掲載で可能。
- ② 生もの、果物や賞味期限の短い食品。
- ③ 壊れていたり、危険性があつたりする品。
- ④ 宗教に関連した品。（それに伴う活動も禁止）
- ⑤ その他、営利目的など本会のリユースの趣旨に合わないもの。